福井いきいき会会則

第1条 (名称)

本会は「福井いきいき会」と称する。

第2条(所在地)

本会の事務局(☎0776-28-6464、FAX 0776-28-6465) は、福井市中央一丁目9の29 エコライフプラザの2 階に置く。また同所は福井駅前よろず茶屋のサークル活動拠点としても利用する。

第3条(月的)

本会は、社会に広く関心を持つ中高年齢者が集い、楽しく学び語り合い、適度な運動をすることによって、心身ともに健康を保ち、明るい高齢化社会づくりに貢献しつつ、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条(活動)

本会は次の活動を行うものとする。

1. 総会と例会(原則として最終木曜日)

総会は、4月の最終木曜日に行うものとし、前年度の活動の総括と決算報告、並びに新年度の年間活動計画と予算案の発表を行うものとする。例会は、外部講師あるいは会員による講演会と、会からのお知らせを行うものとする。また、会員は原則として総会および例会への出席の義務を持つ。

2. サークル活動

- (1)健康増進、趣味、教養講座等を楽しむ複数のサークルを作り、会員は希望するサークルに参加する。 各サークルは、原則として月一回以上の活動を行うものとする。
- (2) サークルの新設にあたっては、主宰者が活動の主旨、活動内容、実施方法、費用および、世話役を決めて運営委員会で説明し、承認を得なければならない。
- (3) 主宰者は原則として参加者名簿を作成・管理するとともに、サークル活動を実施するごとに実施報告書を作成し事務局に提出しなければならない。
- (4) 世話役は、サークル活動の実施において主宰者を助け、サークルのスムースな運営に貢献する役割を担うものとする。
- (5) サークル活動において、活動に必要な費用が発生するときは、参加者から参加費を徴収することができるが、収支の状況は参加者に明示しなければならない。
- (6) サークルを解散するときは、主宰者がその旨を運営委員会で報告し、承認を得るものとする。

3. 広報活動

- (1) インターネット上にホームページを開設し、本会の活動を広く公開するとともに、活動を記録として残す。
- (2) 本会の活動予定や活動結果を会員に知らせ、また会員の文芸、芸術作品等の発表の場として、福井いきいき会新聞(月刊)を発行する。

4. その他

本会の目的を達成するために必要な催し(新年会、旅行会などのイベント)を開催することができる。

第5条 (入退会)

- 1. 本会の目的に賛同する者であれば、年齢、性別、居住地を問わず入会できる。
- 2. 入会を希望するものは、所定の会員登録表に、住所、氏名、電話番号、興味のあるあるサークル名

を記入して、運営委員を介して事務局に提出するものとする。

- 3. サークル活動のみに参加する場合でも、運営委員を通して事務局に本会への入会届を提出しなければならない。
- 4. 会員は、運営委員を通して事務局に申し出ることにより退会することが出来る。ただし、事務局に 連絡がなくて一年以上、例会やサークル活動に出席がない場合は、退会したものとする。
- 5. 会員名簿(電子データ)は、事務局が作成し逐次補正するとともに、で適切に管理し、個人情報の 流出を防止する。

第6条 (役員)

1. 本会には下記の役員と運営委員を置く。

役員 名誉会長、会長(1名)、副会長 (2名)、顧問および相談役 若干名、事務局長および 次長 (各1名)、会計担当(2名)、監事2名(兼任可)。

運営委員 25名程度

2. 本会の役員および運営委員の任命や退任は、本会の四役(会長、副会長、顧問・相談役、事務局 長・次長)が候補者を選び、運営委員会にかけて承認を得るものとし、その任期は2年とする。た だし再任は妨げない。

第7条(委員会及び部会)

本会の運営、活動及び広報を効果的に行うため、次の委員会および部会を設ける。

- (1) 運営委員会 (月1回会長が主催、議長は顧問が主として担当)
- (2) ホームページ部会 (部会長が運営)
- (3) 企画委員会 (委員長が主宰)
- (4) 新聞作成部会 (発行責任者が主宰)

第8条(役員、運営委員、各種委員会委員の職務)

- 1. 名誉会長は、当会の活動に対し高い立場から助言を行うことができる。
- 2. 会長は、本会を代表し、本会を統括するとともに、適宜役員会及び運営委員会を招集する。
- 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 4. 事務局長は、本会の事務局を統括するほか、総会、例会、および運営委員会の開催、会長の総会における当会の活動報告の補佐、会計担当作成の予算および決算報告書の吟味、例会における会員へのお知らせなどを行う。
- 5. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその任務を代行する。
- 6. 会計担当は、事務局員の援助を受けて本会の予算書及び決算報告書の作成、月例収支報告書の作成、および運営委員会での報告を担当する。
- 7. 顧問・相談役は、本会の運営や役員等の選任などに助言するものとする。
- 8. 役員及び運営委員は、会長が招集する運営委員会に出席し、会の運営、行事の企画、サークルなどの提案、審議を行う。
- 9. 各種委員会委員は、その委員会の目的に沿った方針検討、具体的作業を行う。
- 10. 監事は、会の会計を監査する。

第9条 (経費及び会費)

1. 本会の経費は、参加費、寄付金、補助金をもって充てる。

- 2. 本会では参加費として、原則例会、および各サークル活動の参加者から都度参加費百円を徴収する。参加費は、会の運営費に充てる。
- 3. 会費の変更が必要なときは、運営委員会で金額を審議決定する。サークル活動の参加者に対しては、別途活動に必要な費用を徴収できる。
- 4. 新年会、旅行会などの行事に関する会計、およびよろず茶屋以外の外部からの補助金に関する事業の会計は、特別会計として管理する。
- 5. 本会の会計年度は、四月一日からか翌年の三月三十一日までとし、会計報告は四月の総会で行う。

第10条 (その他)

- 1. 本会では、原則として政治、宗教活動はおこなわない。
- 2. 本会を営利目的に利用することは厳禁とする。
- 3. 当会の目的に反する行為が認められた時は会員の資格を失うものとする。
- 4. 会員は、福井いきいき会の品位を保つよう行動しなければならない。

附則

(1) この会則の改訂記録は以下の通り。

平成25年7月25日、「福井いきいき会 規約」を作成し施行。

平成26年6月26日、「福井いきいき会規約」を改訂し、「福井いきいき会会則」として施行。

平成29年2月14日、前「福井いきいき会会則」を改訂し、新「福井いきいき会会則」として施行。

令和元年5月14日、「福井いきいき会会則」を改定し、新「福井いきいき会会則」として施行する。

令和5年4月1日、「福井いきいき会会則」を改定し、新「福井いきいき会会則」として施行する。

(2) 会則の改訂は、役員が起案し運営委員会にかけて審議決定するものとする。